

社会医療法人の約80%がコンプライアンスに問題 医業経営コンサルが学会で問題点を指摘

○…「社会医療法人は高い民間活力を生かして救急医療などで公的医療機関にも増して医療確保を期待されているが、残念ながら日常業務運営の中で法令遵守(コンプライアンス)の意識が低いことは問題だ」。14日、東京都江東区のホテルイースト21で開かれた(社)日本医業経営コンサルタント協会(JAHMC)主催の第15回学会で、コンサル法人の(株)グロスネット(本社:東京)の井上輝生氏は、第1期(2007年)認定社会医療法人36法人から県に提出された事業報告書の調査・分析結果を発表した。「社会医療法人は法人税が非課税にされるなど公益性と透明性が求められているにもかかわらず、まだ従前の医療法人時代の延長線上の意識で運営されていることは残念だ」とし、今後行政の対応姿勢の前進を望んだ。

○…社会医療法人は、2007年の第5次改正医療法で実現した。08年4月～09年3月の第1期に36法人が認定され、今年4月1日までに136法人となった。社会医療法人は医療法52条2項で事業報告書、財産目録、損益計算書、賃借対照表、監査報告書を3カ月以内に都道府県に提出することが義務付けられている。井上氏はこの1期36法人の報告書等の開示を請求、約2年間にわたって法令違反(法令遵守:コンプライアンス)の内容把握と財務分析を行い、経営の安定性と収益性などをみた。監査報告書



グロスネットの
井上輝生氏

の未提出のもの、役員報酬基準の明示のないもの、記載内容がずさんなものなどが目立ち、36法人中ほぼ完璧なものは7法人(19.9%)にすぎず、残り29法人

(80.1%)は何らかの法令違反がみられた。この主な原因は理事長の自法人情報開示姿勢の欠如、透明性についての理解不足などが挙げられ、法令遵守を基盤とした社会医療法人の内部統制が機能していないケースが多いことが明らかになった。また収益性については非課税になってもそのメリットを受けられない法人が多いこと、小規模病院は比較的に良好だが、大規模病院は危機レベルにある法人があること。また、一般病院は精神科病院の2倍近い病床効率を上げていながら、資本利益率は2分の1程度で、一般病院の投資効率が低いことが分析された。井上氏は「社会医療法人の多くはなんらかの法令違反をかかえており、医業経営コンサルタントが社会医療法人を含めた医療法人の持つべき公共性、公益性、透明性を十分に認識するとともに、都道府県医療審議会にコミットしていくことは必要だ」とし、協会の組織的対応の必要性を指摘した。



第15回日本医業経営コンサルタント学会
(14日東京で)